

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示		ページ
○漁船損害等補償法による同意の成立	(漁業管理課)	
	< 8・4 揭示 >	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅	( 〃 )	
	< 〃 >	1
○議決を経た予算の要領	(財 政 課)	1
○専決処分した予算の要領	( 〃 )	5
○保安林の指定施業要件の変更予定の通		
知 (5件)	(治山林道課)	8
○遊漁規則の一部変更の認可	(漁業管理課)	8
○道路の区域変更	(道 路 課)	9
公 告		
○特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活・ 男女共同参 画課)	
	< 7・25揭示 >	10

## 告 示

### 高知県告示第524号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成24年8月4日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

田野町加入区

### 高知県告示第525号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成20年5月高知県告示第294号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成24年8月3日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年8月4日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

田野町加入区

### 高知県告示第526号

平成24年6月高知県議会定例会において議決を経た予算の要領は、次のとおりである。

平成24年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

平成24年度高知県一般会計補正予算

平成24年度高知県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119,362千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ434,207,315千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		54,784,009	18,878	54,802,887
	2 国庫補助金	31,444,517	18,878	31,463,395
12 繰入金		30,641,827	97,484	30,739,311
	2 基金繰入金	29,997,092	97,484	30,094,576
15 県債		72,623,000	3,000	72,626,000
	1 県債	72,623,000	3,000	72,626,000
歳入合計		434,087,953	119,362	434,207,315

## 歳 出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 危機管理費		2,222,466	76,280	2,298,746
	1 危機管理費	2,222,466	76,280	2,298,746
4 健康福祉費		70,740,121	37,757	70,777,878
	2 健康費	31,994,848	37,757	32,032,605
14 警察費		22,428,335	5,325	22,433,660
	1 警察総務費	19,905,719	5,325	19,911,044
歳 出 合 計		434,087,953	119,362	434,207,315

## 第2表 債務負担行為補正

## 1 追 加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
中小企業設備投資促進事業費補助金	平成24年7月9日から 平成26年3月31日まで	100,000

## 2 変 更

(単位千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
企業立地促進要綱に基づく指定企業が行う初期投資等に対する補助 (企業立地課)	平成24年4月1日から 平成30年3月31日まで	150,000	平成24年4月1日から 平成30年3月31日まで	457,001

第3表 地方債補正  
変 更

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
警察施設整備費	629,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	1 平成25年度から平成54年 度までの30箇年以内におい て、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上 償還をし、又は償還期限を 短縮し、若しくは借換えを することができる。	632,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	1 平成25年度から平成54年 度までの30箇年以内におい て、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上 償還をし、又は償還期限を 短縮し、若しくは借換えを することができる。
計	72,623,000				72,626,000			

**高知県告示第527号**

平成24年3月30日に専決処分した平成23年度高知県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成24年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

平成23年度高知県一般会計補正予算

平成23年度高知県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3	地方譲与税	11,183,099	49,865	11,232,964
	1 地方法人特別譲与税	8,678,099	1,241	8,679,340
	2 地方揮発油譲与税	2,361,000	55,673	2,416,673
	3 石油ガス譲与税	139,000	△ 7,172	131,828
	4 航空機燃料譲与税	5,000	113	5,113
	5 地方道路譲与税		10	10
5	地方交付税	173,574,056	2,484,135	176,058,191
	1 地方交付税	173,574,056	2,484,135	176,058,191
6	交通安全対策特別交付金	290,000	△ 21,749	268,251
	1 交通安全対策特別交付金	290,000	△ 21,749	268,251
12	繰入金	31,670,955	△ 1,628,251	30,042,704
	2 基金繰入金	30,941,883	△ 1,628,251	29,313,632
15	県 債	68,756,000	△ 884,000	67,872,000
	1 県 債	68,756,000	△ 884,000	67,872,000
	歳 入 合 計	451,426,498		451,426,498

第2表 地方債補正  
変 更

(単位千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
被災者生活再建支援基金出せん金	24,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	1 平成24年度から平成53年 度までの30箇年以内におい て、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上 償還をし、又は償還期限を 短縮し、若しくは借換えを することができる。		1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	1 平成24年度から平成53年 度までの30箇年以内におい て、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上 償還をし、又は償還期限を 短縮し、若しくは借換えを することができる。
安芸総合庁舎整備事業費	331,000							
農業大学校施設整備事業費	2,000				3,000			
耕地事業費	734,000				791,000			
林道事業費	609,000				592,000			
治山事業費	1,779,000				1,791,000			
土木事務所改修費	65,000				66,000			
砂防事業費	1,954,000				1,955,000			
道路橋梁 <sup>ひょう</sup> 事業費	7,980,000				8,079,000			
公営住宅建設費	302,000							
高等学校等施設整備事業費	372,000				143,000			
警察施設整備費	139,000				81,000			
国直轄事業費金	8,161,000				8,067,000			
計	68,756,000							

**高知県告示第528号**

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成24年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成9年12月農林水産省告示第1752号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに四万十市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第529号**

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成24年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成9年12月農林水産省告示第1758号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに香美市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第530号**

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成24年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成10年2月農林水産省告示第277号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第531号**

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成24年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成10年3月農林水産省告示第395号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第532号**

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成24年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成10年9月農林水産省告示第1376号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第533号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、物部川漁業協同組合内共第509号第五種共同漁業権遊漁規則及び仁淀川漁業協同組合内共第513号第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更を平成24年7月24日に次のとおり認可した。

平成24年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 物部川漁業協同組合 内共第509号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

物部川漁業協同組合 香美市土佐山田町山田1865番地

(2) 漁業権の免許番号

内共第509号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第4条第1項の表中

なげ網	長さ23メートル以下 高さ75センチメートル以下
-----	--------------------------

を

友づり	ハリスの長さは、20センチメートル以下とし、使用することができるハリの総数は、4本以下とする。
なげ網	長さ23メートル以下、高さ75センチメートル以下のもの

」

に改める。

第6条第1項中「附加して」を「付加して」に改め、同項の表を次のように改める。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 すくい網 しゃびき さお漁 えさづり よこがけ	2,000円	



	玉じゃくり	なし	7,000円
うなぎ	さお漁 すくい網 は具 ひごづり はえなわ つけばり 石ぐろ うなぎうえ	2,000円	
こい あまご	さお漁 すくい網		
もくず がに	かに籠	なし	3,000円

第6条第2項中「ただし、」を削り、同条第8項中「他に」を「ほかに」に改める。

附則として次のように加える。

この遊漁規則は、平成25年1月1日から施行する。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行の日  
平成25年1月1日

2 仁淀川漁業協同組合 内共第513号 第五種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者の名称及び住所  
仁淀川漁業協同組合 吾川郡いの町4055番地5
- (2) 漁業権の免許番号  
内共第513号
- (3) 遊漁規則の変更の内容  
第4条第3項の表中

徒手採捕 さお漁 (えさづ りを除 く。)	仁淀川本・支流 中仁淀川町峠の 越発電用えん堤 から下流の区域 及び仁淀川町長 屋発電用えん堤 から下流の区域	6月1日午前5 時から9月30日 午後5時30分ま で。ただし、仁 淀川中越知町野 老山発電用えん 堤から上流の区 域並びに支流坂 折川、支流柳瀬 川、支流上八川 川及び支流勝賀 瀬川の区域は、
-----------------------------------	---	--

あゆ	しゃびき すくい網 (たも 網)	仁淀川本・支流 中仁淀川町峠の 越発電用えん堤 から上流の区域 及び仁淀川町長 屋発電用えん堤 から上流の区域	6月15日午前5 時から9月30日 午後5時30分。
	なげ網 大正網 と網	仁淀川本・支流 中仁淀川町峠の 越発電用えん堤 から下流の区域 及び仁淀川町長 屋発電用えん堤 から下流の区域	6月1日午前5 時から12月31日 午後5時まで
		仁淀川本・支流 中仁淀川町峠の 越発電用えん堤 から上流の区域 及び仁淀川町長 屋発電用えん堤 から上流の区域	6月15日午前5 時から9月30日 午後5時30分ま で

を「

あゆ	徒手採捕 さお漁 (えさづ りを除 く。)	仁淀川本・支流 中仁淀川町峠の 越発電用えん堤 から下流の区域 及び仁淀川町長 屋発電用えん堤 から下流の区域	6月1日午前5 時から9月30日 午後5時30分ま で
	しゃびき すくい網 (たも 網)	仁淀川本・支流 中仁淀川町峠の 越発電用えん堤 から上流の区域 及び仁淀川町長 屋発電用えん堤 から上流の区域	6月1日午前5 時から12月31日 午後5時まで

なげ網 大正網 と網	仁淀川本・支流 中仁淀川町峠の 越発電用えん堤 から下流の区域 及び仁淀川町長 屋発電用えん堤 から下流の区域	6月15日午前5 時から9月30日 午後5時30分ま で
	仁淀川本・支流 中仁淀川町峠の 越発電用えん堤 から上流の区域 及び仁淀川町長 屋発電用えん堤 から上流の区域	6月15日午前5 時から12月31日 午後5時まで

に改める。

附則として次のように加える。

この遊漁規則は、平成25年1月1日から施行する。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行の日  
平成25年1月1日

高知県告示第534号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年8月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、平成24年6月高知県告示第439号（道路の区域変更）は、廃止する。

平成24年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 坂瀬吉野
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡本山町瓜生野 字聖林386番5から 長岡郡本山町瓜生野 字聖林381番3まで	前	4.1 }	47
	後	7.3 }	47
		10.3	

-----  
公 告  
-----

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年7月25日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年7月25日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成24 年7月 25日	特定非 営利活 動法人 高知・ インド ネシア 看護師 サポー ト会	内田 泰 史	高知市 塚ノ原 43番20 号	この法人は、高知市とスラバヤ市（インドネシア）との交流ならびにEPA（経済連携協定）の進展に因んで、インドネシアの優秀な若人を迎え、日本語、看護技術を学べる環境を整える中で、国家試験に合格させ、高知の福祉医療に寄与できる看護師候補生育成事業に取り組むことを目的とする。